一般財団法人日本ITU協会賛助会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本ITU協会(以下「協会」という。)の賛助会員及び賛助会費に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(賛助会員の種類)

- 第2条 賛助会員は、一般財団法人日本ITU協会定款(以下「定款」という。)第10条の規定による賛助会員 とし、賛助会員は次の2種類とする。
 - (1) 法人賛助会員
 - (2) 個人賛助会員

(賛助会員の資格)

第3条 賛助会員とは、協会の設立目的に賛同する者であって、協会が賛助会員として認めた者をいう。

(賛助会費の納入)

- 第4条 定款第10条で定める賛助会費は、次のとおりとする。
 - (1) 法人賛助会員(年額) 1口 10万円
 - (2) 個人賛助会員(年額) 1口 7千2百円
- 2 賛助会費は、定款第6条に定める事業年度ごとに1口以上の賛助会費を納入しなければならない。ただし、 合併等の事情により会費額に端数が生じた場合は、その額をもって納入すべき会費額とする。
- 3 年度の途中で入会する場合の会費の納入は、別に定める月割り額とし、入会の月から、また、退会の場合は、退会の年度の会費を納入するものとする。

(入 会)

第5条 賛助会員に加入しようとする者は、別紙1「賛助会員入会申込書」に所要事項を記入の上、申し込むものとする。

(退 会)

- 第6条 賛助会員は、死亡、解散、破産、除名又は届出により退会する。この場合別紙2「賛助会員退会届」を 提出しなければならない。
- 2 賛助会員が正当な理由なく1年以上賛助会費を納入しないときは、理事長は、賛助会員たる権利を停止することができる。
- 3 賛助会員に、協会の目的にふさわしくない行為があった場合は、理事会の議決により、その賛助会員を除名 することができる。

(賛助会員の資格の継続)

第7条 毎年2月末日までに退会の届出がない場合は、翌年度についても継続して賛助会員となる申込みをした ものとみなす。

(賛助会員の特典)

- 第8条 賛助会員には、情報誌「ITUジャーナル」(月刊)、「New Breeze」(季刊) を配付するほか、毎月の研究会、講演会、その他 "各種催しの案内"を送付する。
- 2 前項のほか、ITU(国際電気通信連合)及び当協会発行の書籍の購入に際して、会員価額にて提供する。 3Q&Aサ-ビスを通してITU-T/ITU-R/ITU-D等に関する各種質問に答える。

附 則

- 1 この規程は、一般財団法人への移行登記の日から適用する。
- 2 一般財団法人移行前に賛助会員であったものは、移行後も引続き賛助会員とする。

一般財団法人 日本ITU協会 理事長 殿

賛助会員入会申込書

入 会 日		平成	年	月	日	賛助会員申込口数	П
団体	和文	フリガナ					
名	英文						
代	氏 名	フリガナ				 Ep	
表	所属・役職						
者	住 所	〒					
	電話番号						
	氏名	フリガナ					
担	所属・役職						
当	住所	〒					
者	電話番号						
	F A X番号						
	e-mail						
事業内容							
ホームページアドレス							

一般財団法人 日本ITU協会 : TEL:03-5207-5711(代表) FAX:03-5207-5731

賛助会員退会届

平成 年 月 日

印

一般財団法人 日本ITU協会

理事長 殿

法人名

代表者名

このたび、 のため貴協会賛助会員を退会したいので お届けいたします。